【特集】

次世代決済サービス

金融審議会が決済高度化への取組みの必要性を提言してからまもなく1年。この間、メガバンクなどでブロックチェーンを活用した新たな決済サービスを開発する動きが本格化し、既存決済サービスの高度化を図る動きも活発化するなど、取組みが急速に進んでいる。決済サービスを提供するプレーヤーが多様化するなか、金融機関は「選ばれる決済手段」の提供に向けて、次世代決済サービスの開発を急ピッチで進めている。

新時代の決済サービス開発に乗り出した金融機関

全銀システムを経由しない独自の決済コンソーシアムも発足

金融機関でブロックチェーンなどを活用した新たな決済サービスの開発が進んでいる。これらのサービスでは、数日かかっていた海外送金の時間を数秒に短縮できたり、送金手数料を大幅に引き下げたりと、顧客メリットも大きい。フィンテックの波が押し寄せるなか、金融機関が取り組む次世代決済サービスの開発状況を追った。

42の金融機関が参加する決済コンソーシアムが誕生

10月25日、全国42の金融機関の担当者が集結し、全銀システムを経由しない新たな決済プラットフォームの開発を目指す「国内外為替の一元化検討に関するコンソーシアム」の第1回全体会が開かれた。金融界に新風を吹き込んだのはSBIグループだ。SBIはブロックチェーン技術を活用した決済基盤を提供している米Ripple（リップル）へ出資を行うとともに、日本を含むアジア地域で事業展開を行う合弁会社「SBIリップル・アジア」を共同で設立した。コンソーシアムは、リップルの決済基盤を用いた新たな決済プラットフォームを構築し、2017年にブロックチェーンを活用した決済サービスの実用化を目指すものだ。

コンソーシアムで事務局を務めるSBIリップル・アジアの沖田貴史代表取締役は、会議の冒頭、コンソーシアムが具体的に目指すものとして「国内外為替の一元化」「24時間リアルタイム決済」「送金コスト削減による新市場の獲得」の3点をあ

公取委審査で袋小路にはまったFFGと十八銀行の経営統合

ふくおかフィナンシャルグループ（FFG）と長崎県に本拠をおく十八銀行は11月10日、経営統合のための臨時株主総会の延期を発表した。公正取引委員会の企業結合審査が当初の想定どおりに進んでおらず、来年4月を予定している経営統合の延期も取り沙汰される。公取委は、シェアが高まることで競争が制限されるとして、引き続き慎重に判断する構えだ。県内シェアが大きく高まる経営統合がはたして認められるのか、地銀再編の行方を占う案件として注目が集まっている。

進展しない公取委審査

FFGと十八銀行が経営統合について基本合意したのは2月26日。当初の予定では、8月に最終契約を締結し、12月に臨時株主総会を開いたうえで2017年4月に経営統合、そして18年4月に長崎県に本拠をおくFFG傘下の親和銀行と十八銀行が合併する運びになっていた。

統合が実現すれば、FFGの総資産は単純合算で約20兆4133億円（連結ベース、16年9月末時点）となり、地銀トップに躍り出る。ただし、長崎県内トップ地銀である十八銀行と2位の親和銀行が統合すると、2行の単純合算での貸出金の県内シェアは民間金融機関ベースで約7割に達する。FFGの柴戸隆成社長は2月の会見で、公取委と「届出前相談」を行っていることを明らかにし、「速やかに正式な届出をしたい。ハードルは高いかもしれないが、必ず承認されると思う」と話していた。

ところが、届出書の提出は6月8日にずれ込んだ。2月の会見では、公取委に提出する市場シェアのデータについて、「（地銀、信金などに加えて）政府系金融機関やノンバンク等も含めた数字（シェア50％程度）」（福岡銀行の吉田泰彦専務）で調整しているとしていたが、公取委がそれを認めなかったことから時間を要したとみられる。公取委は7月8日、両行の経営統合について第2次審査に入ることを公表し、FFGおよび十八銀行に追加の報告を要請した。

FFGと十八銀行は11月10日、経営統合のための臨時株主総会の延期を発表したが、そもそも両行の追加報告はいまだに受理されていないとみられ、「来年4月の統合延期も視野に入る」（銀行アナリスト）状況だ。

公取委の目線は競争の確保

経営統合などの企業結合審査において、公取委は、届出書を受理してから30日以内に第2次審査に入るかどうかを判断する。第2次審査に入ることになった場合には、当事会社に追加の報告等を求め、それを受理してから90日以内にその結果（①問題ないか、②問題解消措置を前提にすれば問題ないか、③排除措置命令を行うか）を公表する。

企業結合審査にあたっては、営業地盤となる各地理的範囲（経済圏）のなかに、競合相手が存在するか否かがポイントになる。これは需要者にとっての代替性の観点であり、たとえば当事会社が貸出金利を上昇させた場合に、同等のサービスを提供する他の金融機関を顧客が選択できるかが問われることになる。この審査での公取委の考え方は、毎年公表される「主要な企業結合事例」に垣間見える。

6月に公表された15年度版では、15年10月に経営統合した鹿児島銀行と肥後銀行の事例が紹介されている。地理的範囲は市町村単位で検証され、信金や信組については「隣接市場」に属するとして競争圧力は限定的と判断したものの、他の地銀や都市銀行からの競争圧力が引き続き働くことなどを認めた。14年10月に統合した東京都民銀行と八千代銀行の事例でも同様だ（14年度版）。しかし、十六銀

KINZAI リポート REPORT

ふたたび本格化する 預金保険料率の引下げ議論

小幅引下げの可能性が浮上

預金保険機構は来年度の預金保険料率について関係者との調整を進めており、来年3月に開催する預保の「運営委員会」で、17年度以降の預金保険料率が引き下がる可能性が浮上している。

預保は15年1月、「責任準備金（準備金）が21年度末に5兆円程度になるように積み立てる」ことを基本方針として定めた。ところが、金融機関の預金の堅調な伸びを背景に、預保の想定よりも準備金が早く積み上がっており、16年3月期の準備金は2兆7925億円（前年比4121億円増）に達した。

預金の伸びが想定よりも早く積み上がっているのは、今年2月に導入された日銀のマイナス金利政策によって、インターバンク市場で資金運用していた年金基金や生保・損保が、都銀や信託銀行の預金に資金をシフトさせる動きがあるためだ。そのほか、「高齢者の年金が民間金融機関の預金口座に滞留している」（関係者）といった要因もあるとみられ、15年度の被保険預金の増加額は30兆円（前年同期比3・2％増）と高い伸びを示した。現在の預金の増加ペースが当面続くと仮定すれば、「準備金5兆円」が1年前倒しの20年度末に達成できる可能性が高い。

預保が15年1月に発表した検討会の資料には、「金融情勢の変化に注意深く確認しながら（料率が適切かどうか）対応」するとの文言が盛り込まれている。預金量の伸び、破綻発生の状況、金融経済情勢等をふまえ、適切な料率を総合的に検証する作業が足もとで進められている。そこで注目されるのが、来年度以降の料率引下げの可能性だ。預保との協議を進めてきた地域金融機関幹部は、「料率は来年度、最低でも0・038％～0・040％程度に引き下がるだろう」との手応えを示す。

「料率引下げ」の大合唱

預金保険料率は15年度、準備金の積上がりを背景に0・084％（一部保険料返還後では0・07％）から0・042％に引き下げられた。料率の引下げ効果は絶大で、ある銀行アナリストは「16年3月期の銀行決算全体で843億円程度の経費削減効果をもたらした」と指摘する。たとえ来年度以降の料率が0・002～0・004％ポイント程度の小幅の引下げであったとしても、預貸率の低い地域金融機関にとって、その恩恵は大きい。

実際、今年6月に開催された全国信用金庫大会で、佐藤浩二会長（多摩信用金庫会長）は「マイナス金利政策が続く間は、預金保険料率を引き下げ、責任準備金の積立目標5兆円の達成時期を遅らせる措置を講じることは十分に可能」と発言し、料率引下げを公の場で金融当局に強く求めた。ある地銀幹部も「準備金の目標水準や達成時期といった従来の目標を見直し、預金保険料率を現在の0・042％から0・02％程度に下げてほしい」と話すなど、マイナス金利政策によって利益水準が低下するなか、料率引下げを求める声は強まる一方だ。

しかし、預金動向はさまざまなファクターが影響するため、将来予測は「きわめてむずかしい」（関係者）。預保は今回も引下げに慎重な対応を崩していないとみられる。来年3月の運営委員会に向けて、料率引下げの議論がふたたびヒートアップしそうだ。

（本誌　武下 毅）